

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2694号)

令和3年11月30日

横情審答申第2694号

令和3年11月30日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成31年4月5日戸生支第2699号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「生活保護法29条の規定による調査について（回答）（金融機関分）（平成24年2月2日付け 戸保護第14201号、戸保護第14202号、戸保護第14204号、戸保護第14205号による依頼に対する回答）」 「戸籍謄本等の発行について（依頼）（平成24年2月13日 戸保護第20115号）」 「ケース診断会議録（平成27年1月8日、平成27年2月12日開催分）」 「ケース診断会議録（平成27年3月10日、平成27年9月9日開催分）」 及び「ケース診断会議録（平成30年8月29日、平成30年9月3日、平成30年10月3日開催分）」 の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「ケース診断会議録（平成27年1月8日、平成27年2月12日開催分）」、「ケース診断会議録（平成27年3月10日、平成27年9月9日開催分）」及び「ケース診断会議録（平成30年8月29日、平成30年9月3日、平成30年10月3日開催分）」の保有個人情報の一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「生活保護に関する記録（平成24年 2012年1月以降現在まで）○扶助決定通知 ○調査依頼先とその結果（取得した内容の記録） ○ケース診断会議の記録 を含む」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成30年11月28日付で行った「ケース診断会議録（平成27年1月8日、平成27年2月12日開催分）」、「ケース診断会議録（平成27年3月10日、平成27年9月9日開催分）」及び「ケース診断会議録（平成30年8月29日、平成30年9月3日、平成30年10月3日開催分）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

本件保有個人情報のうち、「本人開示請求者以外の個人の氏名及び個人印の印影」は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であることから本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第754号、第1241号及び第1389号（以下「先例答申」という。）では、生活保護ケースファイルの内容を以下の5種類の情報に分類し、それぞれの情報の本号該当性について判断している。

分類① 訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定、変更に係る記録その他の客観的事実（病状調査先の医療機関名及び医師の氏名を除く）

分類② 本人との対応内容

分類③ 医療機関等から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容

分類④ 本人に対する評価、判定及び所見並びにそれに関する協議内容

分類⑤ 本人に対する指導、援助方針

先例答申では、分類②から④までの情報については、開示すると、本人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導、援助が困難になるなど、本人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当し、開示しないことができるとしている。

ケース診断会議録の「ケースの概要・資産の概要」、「援助経過」、「問題点」及び「検討事項詳細説明」の欄の記載は、援助方針及び援助方針に基づく具体的な措置内容等を検討するために、担当ケースワーカーが必要と考える内容をまとめたものである。また、「ケース格付」、「会議内容」及び「会議での意見・内容・結果」の欄の記載は、担当ケースワーカーその他の戸塚区福祉保健センターの職員の本人に対する評価、判定、所見等を記載したものである。これらの記載は、「本人に対する評価、判定及び所見並びにそれに関する協議内容」を内容とするものであり、分類④に当たる。

その内容が、審査請求人の認識と異なる場合、これを開示することにより、戸塚区福祉保健センターと審査請求人との信頼関係が損なわれ、適正な指導が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、審査請求書（補充書）、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) ケース診断会議録の非開示部分、理由に不服がある。
- (3) ケース記録に対する条例上の訂正請求権、利用停止請求権行使のため、必要である。
- (4) ケース記録の非開示部分を元に作成された、保護課係長A氏作成の「本人陳述書」には、区職員と審査請求人との間の、単なる認識の齟齬とはとうていいえない、事

実と異なる記載が多数存在した。同記録非開示部分において、上記権利の行使が必要な記載が多数存在することが確実である。

- (5) ケース診断会議録は、上記に基づいてなされた診断等をもとに作成されたものである。
- (6) 「就労支援のためのインテーク」と題する書面（ケースワーカーB氏により作成。裁判手続きにおいて任意開示）に関しても、ケース記録と同様、事実と異なる記載が散見された。上記ケースワーカーが虚偽の記載をしている、ということである。
- (7) ケース診断会議に関する記録が以上に基づくものであることが、平成27年の指導指示の原因となっていることは確実である。内容が審査請求人に開示され、事実と異なる部分の指摘、訂正等がなされないままであると、今後、重要な場面で、実施機関職員と審査請求人との間で、コミュニケーションの不全が生じる可能性が高い。
- (8) 非開示とする理由の主たるものに、生活保護実施機関と審査請求人との間の信頼関係が損なわれ、生活保護の実施に困難を来す恐れが生じることを挙げるが、横浜市に対しては、生活保護事務に関する訴訟等をすでに提起しており、法令の予定する上記内容は、市と審査請求人の間においては妥当しない。
- (9) 記録の非開示部分の開示に基づき、審査請求人において上記権利が行使されない以上、生活保護実施担当者と審査請求人との間に認識の齟齬が生じ、円滑なコミュニケーションが困難な事態が起こりうるのは必至である。
- (10) 本件に続いて、特定年月日付で行った審査請求書の理由として記載したが、ケース記録には、審査請求人の預かり知らぬ「主治医の所見」なるものが含まれていることが明らかになっており、ケース診断会議もこの所見に基づいているはずである。
- (11) 横浜市に対しては、大きく分けて以下の3つを内容とする訴訟を提起している。
 - ア 生活保護受給申請前の相談、生活保護実施における説明義務をめぐるもの。
 - イ 就労指導に関する指導・指示違反を契機とする停止・廃止をめぐるもの。
 - ウ 受給開始後に就労した勤務先における「いやがらせ」、および退職後の個人情報無断掲載（インターネット上）に関するもの。

（ウについても、相手は横浜市である。）

本件審査会においては、上記裁判資料を、審査請求書（同理由書）、反論書の引用文書として、横浜市より提示いただくことを強く希望する。

上記には、審査請求書において指摘した通り、ケース記録等に基づいて作成された、戸塚区役所職員の「本人陳述書」（作成者 A係長、当時）、その「間違い」

(事実と異なる部分)を指摘した文書(審査請求人作成)、根拠となる録音テープ等が含まれる。

また、生活保護受給に至った経緯や、市長の認識等も上記より確認できるからである。

- (12) ケース診断記録は、ケース記録と一体のものであり、ケース記録において上記(11)に記載の事情(虚偽記載)がほぼ明らかである以上、診断記録においても、重大な決定が事実誤認によってなされている可能性が大きい。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る申請があると、福祉保健センター長が、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき申請の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するだけでなく、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。

福祉保健センター長は、生活保護申請がなされると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成している。

生活保護の決定及び実施に当たり、特に複雑かつ困難な問題を有するケースについては、援助方針又は援助方針に基づく具体的な措置内容等について審査検討するために福祉保健センター内の会議としてケース診断会議を開催している。

(2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人に対して生活保護を実施する上で作成された生活保護ケースファイルに含まれる資料のうちケース診断会議に係る資料であって、審査請求人に係るケース診断会議の内容をまとめた7回分の会議録及び添付資料である。7回分の会議録は、平成27年1月8日、同年2月12日及び同年3月10日に開催されたケース診断会議の「ケース診断会議記録票」(以下「本件ケース診断会議録1」という。)、平成27年9月9日及び平成30年8月29日に開催されたケース診断会議の「ケース診断会議録」(以下「本件ケース診断会議録2」という。)並びに平成30年9月3日及び同年10月3日に開催されたケース診断会議の「ケース診断会議録(63条・78条検討用)」(以下「本件ケース診断会議録3」という。)である。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、本件ケース診断会議録1の「係員」欄

に押印した担当者印の印影及び「出席者」欄に記録された担当者名並びに本件ケース診断会議録2の「決裁及び供覧」欄に押印した担当者印の印影（以下「非開示情報1」という。）を条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。また、本件ケース診断会議録1の「ケース格付」欄、「ケースの概要・資産の概要」欄、「援助経過」欄、「問題点」欄及び「会議内容」欄の情報、本件ケース診断会議録2の「ケース格付」欄、「検討事項詳細説明」欄及び「会議での意見・内容・結果」欄の情報並びに本件ケース診断会議録3の「ケース格付」欄、「身体状況」欄、「検討事項詳細説明」欄のうち「収入等の具体的内容及び経緯等（収入の時期・期間・本人申告の状況等）」欄、「会議での意見・内容・結果」欄及び「結論（措置）の根拠及び具体的理由等」欄の情報（これらを総称して、以下「非開示情報2」という。）を同条第7号に該当するとして非開示としている。

ウ なお、実施機関は、本件処分時に本件保有個人情報以外の保有個人情報についても一部開示とする決定をしており、実施機関からは本件処分と併せて当該決定についても諮問がなされているが、審査請求書等の内容から本件審査請求は、本件保有個人情報に限る申立てであると考えられる。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もつとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 非開示情報1は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前

段に該当する。

次に、本号ただし書の該当性であるが、実施機関の説明によれば、非開示情報 1 に係る個人はケースワークを担う非常勤職員であり、横浜市職員録に氏名は掲載されておらず、その他氏名を公表する慣行もない。

よって、非開示情報 1 は、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえ、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

(4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 当審査会が見分したところ、非開示情報 2 のうち別表を除く部分は、世帯の訪問頻度に係る格付結果を記録したケース格付、審査請求人の身体の状態、ケースの概要、ケース診断会議での検討事項等を記録した情報であって、担当ケースワーカーその他の福祉保健センター職員が審査請求人に対する評価、判定、所見等及びそれに関する協議内容をありのままに記録したものであると認められる。

これらの情報は、審査請求人の認識に関わらず記録されたものであり、審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、担当ケースワーカー等に対して不信感や不満を抱くなど、実施機関と審査請求人との信頼関係が損なわれ、審査請求人が実施機関の指導や助言を受け入れなくなることも想定される。そうすると、審査請求人に対する今後の適正な指導、援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

ウ これに対して、非開示情報 2 のうち別表の①に示す部分に記録された情報は、実施機関が組織として決定した審査請求人に対する指導、援助方針であり、審査請求人が生活保護を受ける中でこれまで担当ケースワーカー等から指導や説明がなされている情報であると認められる。

また、別表の②に示す部分は、生活保護事務の規定に係る情報及び審査請求人から申告のあった客観的事実に係る情報であって、記録した担当ケースワーカー等の評価や認識が入り込む余地のない情報であるため、審査請求人の認識と異な

るとは考えられない。

よって、これらの別表に示す情報を審査請求人に開示したとしても審査請求人との信頼関係が損なわれるとは認められず、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められないため、本号に該当しない。

(5) 結論

以上のおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

文書名	該当箇所	
① 指導、援助方針		
ケース診断会議記録票（平成27年1月8日開催分）	「援助経過」欄	全て
	「会議内容」欄	「結論（今後の援助方針および具体的措置）」欄の1行目の23文字目から4行目行末まで
ケース診断会議記録票（平成27年2月12日開催分）	「援助経過」欄	全て
ケース診断会議記録票（平成27年2月12日開催分）の添付書類 （ケース診断会議記録票（平成27年1月8日開催分））	「援助経過」欄	全て
	「会議内容」欄	「結論（今後の援助方針および具体的措置）」欄の1行目の23文字目から4行目行末まで
ケース診断会議録（平成27年9月9日開催分）	「会議での意見・内容・結果」欄	「結果・結論（今後の援助方針及び具体的措置内容）」欄の1行目及び2行目の全て
ケース診断会議録（平成30年8月29日開催分）	「会議での意見・内容・結果」欄	「結果・結論（今後の援助方針及び具体的措置内容）」欄の全て
ケース診断会議録（63条・78条検討用）（平成30年10月3日開催分）	「結論（措置）の根拠及び具体的理由等」欄	全て
② 客観的事実・規定		
ケース診断会議記録票（平成27年1月8日開催分）	「会議内容」欄	「実施要領上の根拠」欄の全て
ケース診断会議記録票（平成27年2月12日開催分）	「会議内容」欄	「実施要領上の根拠」欄の全て
ケース診断会議記録票（平成27年2月12日開催分）の添付書類 （ケース診断会議記録票（平成27年1月8日開催分））	「会議内容」欄	「実施要領上の根拠」欄の全て
ケース診断会議記録票（平成27年3月10日開催分）	「会議内容」欄	「実施要領上の根拠」欄の全て
ケース診断会議録（平成27年9月9日開催分）	「会議での意見・内容・結果」欄	「根拠（実施要領等の規定）」欄の全て
ケース診断会議録（63条・78条検討用）（平成30年9月3日開催分）	「検討事項詳細説明」欄	「収入等の具体的内容及び経緯等（収入の時期・期間・本人申告の状況等）」欄の2行目から8行目までの全て

(注意)

- 1 行数は、各欄に記録された情報のうち、各欄の見出しや注意書き等様式に元々記録されていた情報を除き数えるものとする。
- 2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号

は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成31年4月5日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和元年5月9日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和元年5月21日	・審査請求人から意見書を受理
令和元年5月23日 (第247回第三部会) 令和元年5月24日 (第327回第一部会) 令和元年5月31日 (第359回第二部会)	・諮問の報告
令和3年4月22日 (第348回第一部会)	・審議
令和3年5月25日 (第349回第一部会)	・審議
令和3年6月22日 (第350回第一部会)	・審議
令和3年7月27日 (第351回第一部会)	・審議
令和3年8月24日 (第352回第一部会)	・審議
令和3年9月28日 (第353回第一部会)	・審議
令和3年10月26日 (第354回第一部会)	・審議